

別記様式第六（裏面）

(退職時の階級)		(退職時の俸給月額) (円 号俸)
(支払差止めとなる 給付金)		
(公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)		
(思料される犯罪に係る罰条：)		
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付金が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、法第27条の9第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、法第27条の9第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合		

備考1 (※)には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。